

公募型プロポーザル方式審査結果書

工事執行権者 小名浜港湾建設事務所長

発注種別 設計

委託業務番号	18-41400-0068	委託業務名	船舶航行安全調査業務委託（埋立・東港）	工期	平成31年3月29日限り
路線河川地区名	小名浜港	委託業務箇所	いわき市小名浜字高山 地先	委託業務の概要	船舶航行安全調査 N=1式

開催年月日	プロポーザル審査委員会	募集要領 （評価基準）	一次審査	二次審査
		平成30年6月27日	平成30年7月24日	平成30年8月1日
	入札参加条件等審査委員会	対象業務の選定	委託者決定	
		平成30年6月21日	平成30年8月9日	

学識経験者意見聴取結果							
学識経験者の職・氏名			①募集要領（評価基準）の策定			②技術提案書の特定	
職業等	氏名	審査委員会	意見の適否	②の意見聴取	意見聴取月日	意見の適否	意見聴取月日
東北地方整備局 小名浜港湾事務所 副所長	田中 道幸		適	要 <input checked="" type="radio"/> 不要	平成30年6月26日		
東北地方整備局 小名浜港湾事務所 相馬担当副所長	奈良 透		適	要 <input checked="" type="radio"/> 不要	平成30年6月26日		

参加者（技術提案書の提出者）	所在地	評価項目毎の得点					総得点	順位	備考
		企業実績	配置技術者	業務実施方針	技術提案	ヒアリング			
公益社団法人 日本海難防止協会	東京都港区虎ノ門一丁目1番3号	10.0	30.0	20.0	66.8	38.4	165.2	1	
参加者 者									

※ プロポーザル審査委員会に学識経験者を含めた場合、「審査委員会」の欄に○を付ける。この場合、個別の意見聴取は省略できる。
学識経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して名簿等を添付すること。

船舶航行安全調査業務委託（埋立・東港） 公募型プロポーザル方式募集要領

第1条 目的

この要領は、船舶航行安全調査業務委託（埋立・東港）において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めます。

第2条 委託業務の概要

(1) 業務名

船舶航行安全調査業務委託（埋立・東港）

(2) 業務内容

本業務内容は、小名浜港において観光交流人口の拡大を目的に、大型旅客船の寄港環境を整えるため、対象船舶の航行や係留の安全性を検討し、必要な船舶航行安全対策を策定するものです。

また、検討した安全対策を基に大型旅客船が安全に係留できる係船柱等の施設設計までを行うものです。

(3) 履行期限

契約日から平成31年3月29日までとします。

(4) 業務の規模

本業務の参考業務規模として、25,000千円程度を想定しています。

見積書（様式第8）の作成に当たって、業務委託料の構成は、福島県土木部設計業務等標準積算基準（福島県土木部、平成29年10月1日）に基づくものとします。また、小名浜港船舶航行安全対策調査委員会を3回予定しておりますので、委員会資料の作成、委員会運営支援等の経費や、委員への報酬、旅費等の必要経費についても積み上げ願います。

打合せ回数は5回とします（当初基本方針打合せ、小名浜港船舶航行安全対策調査委員会事前打合せ3回、成果品納入時）。

なお、業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には無効とします。

第3条 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者となります。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 評価基準日（平成30年7月20日（技術提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

第4条 業務仕様

別紙特記仕様書（案）のとおりです。なお、具体的な手法（新技術や追加検討項目を含む。）については、技術提案書の特定後に、提案内容を反映して決定し、特記仕様書を作成します。

第5条 特定テーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは次の事項です。

- ① 入出港時における大型旅客船特有の操船性能に対応した安全対策の検討に関する着眼点について
- ② 対象岸壁への大型旅客船係船時の安全対策と必要な係留設備の検討に関する着眼点について

この2点の課題について、小名浜港の特殊性を考慮した上で、他港の事例等も踏まえ提案願います。

第6条 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別表1 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準のとおりです。

第7条 手続き等

(1) 事務局

〒971-8101 福島県いわき市小名浜字辰巳町 56 番地
福島県小名浜港湾建設事務所企画調査課
電 話：0246-53-7126 FAX：0246-53-7130
E-mail：onahama.kouwan@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を事務局ホームページにより配布します。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/>

配布期間は平成30年6月27日から平成30年7月9日まで。

ただし、上記配布方法にて入手（ダウンロード）ができない場合は、下記のとおりとし、事務局に電話にて申込みして下さい。

ア 配布期間

平成30年6月27日から平成30年7月9日の8時30分から17時まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内の消印があるものについて配布します。）

イ 配布方法

次のいずれかの方法とします。

(ア) 手交を希望する場合は、電子データ保存用の未使用のCD-Rを上記(1)の場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交します。

(イ) 郵送による配布を希望する場合には、表に「船舶航行安全調査業務委託（埋立・東港）募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る封筒に205円郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で事務

局へ郵送して下さい。CD-Rに複製し、返送します。

第8条 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式2）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式2）を用い、平成30年7月2日17時までに、上記第7条の事務局に持参、郵送又は電子メールで提出してください。なお、電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。また、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

平成30年7月5日から平成30年7月20日までの間、福島県小名浜港湾建設事務所ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/>) に回答書（様式3）を掲載するとともに、上記第7条の事務局においても配布します。

第9条 技術提案書の提出について

技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類を添えて提出してください。

(1) 技術提案書の様式

技術提案書の様式は次のとおりとします。

ア 公募型プロポーザル方式提出書類送付書	様式1
イ 企業実績表	様式4
ウ 業務実施体制	様式5
エ 配置技術者業務実績表（管理技術者）	様式6-1
オ 配置技術者業務実績表（担当技術者）	様式6-2
カ 配置技術者業務実績表（照査技術者）	様式6-3
キ 業務実施方針	様式7-1
ク 特定テーマに対する技術提案	様式7-2
ケ 見積書	様式8

(2) 技術提案書の内容を確認するための書類

ア 実績として記載した業務の契約書等の写し（数量や配置技術者の携わった立場等、技術提案書の内容が契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書、仕様書、図面等の写し）も添付してください。）

イ 保有資格として記載した資格の資格証等の写し

（例・・・技術士登録等証明書、RC CM登録等証明書、技術士補登録証）

ウ 技術研鑽への取組みに記載したCPD制度の登録証、証明書又は受講証等の写し

エ 委託業務等成績評定表の写し

(3) 提出期限並びに提出場所及び方法

平成30年7月20日17時までに、上記第7条の事務局に1部を持参又は郵送してください。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。（提出期限の日までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者が

らの異議は受け付けませんので御注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録の有しませんがご注意ください。）

技術提案書の提出は、1 企業で 1 提案とします。提出後における技術提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

(4) 技術提案書の作成について

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部又は成果品案の作成や提出を求めるものではないことに留意して技術提案書を作成してください。

また、次の内容（様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさに関する指定）が守られていない場合、当該様式に関する評価項目を 0 点とします。

ア 共通事項

(ア) 上記 (1) の様式で作成する。なお、片面使用、横書きとし、様式 7-2、様式 8 を除き 1 様式で 2 枚以上の提出は認めない。

(イ) 様式 4～8 に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとする。

イ 企業実績表（様式 4）

技術提案書の提出者が過去に受託した業務の実績のうち、評価対象となる実績について記載する。

ウ 業務実施体制（様式 5）

(ア) 技術者の配置、業務の分担について記載する。

(イ) 業務実施体制に記載した配置予定技術者すべて（担当技術者については主たる者 1 名）について、「業務実績表（様式 6-1～2）」を作成すること。

(ウ) 学識経験者や協力事務所との技術協力もしくは再委託の予定がある場合は、相手先の名称、略歴、業務実績及び協力・委託の具体的内容を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

※ 業務の主たる部分とは、業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

エ 配置技術者業務実績表（様式 6-1～3）

(ア) 配置予定技術者の保有

資格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる資格、実績等について記載する。

(イ) 担当技術者は 3 名まで配置が可能（様式 5）であるが、評価対象とする技術者は主たる担当技術者（様式 6-2）とする。

オ 業務実施方針（様式 7-1）

(ア) 業務実施フロー、業務実施手順、工程管理上の留意事項、工程計画について簡潔に記載する。

(イ) 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

(ウ) A4 判（縦）片面 1 枚までとする。

カ 特定テーマに対する技術提案（様式7-2）

- （ア）上記第5条に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。
- （イ）様式の枠内に限り文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
- （ウ）1テーマにつき、A3判（横）片面1枚までとする。（A4判（横）片面1枚でも間に合う場合にはA4判でも構わない。）

キ 見積書（様式8）

- （ア）業務に要する直接人件費（技術者動員計画）、直接経費、旅費交通費及びその合計を業務内容毎に作成すること。
- （イ）打合せ1回当りの人員は、業務着手時は技師長1人、主任技師1人、中間打合せは主任技師1人、技師A1人、成果品納入時は技師長1人、主任技師2人とする。
- （ウ）様式で行列に不足がある場合、適宜追加してよい。
- （エ）見積書（様式8）は、技術提案書を特定するための評価項目として用いるほか、業務委託料の積算の際の参考として用いるが、福島県の基準に単価（人件費及び賃金、材料単価及び損料等、市場単価等）が規定されているものについては、福島県の基準に規定されている単価を使用する。また、打合せ協議、旅費交通費、電子成果品作成費、その他原価、一般管理費についても、福島県の基準により積算する。福島県の基準に関する公表用図書は、福島県の各建設事務所、港湾建設事務所及び県政情報センター（県庁西庁舎1階）で閲覧又は借り出すことができる。

第10条 技術提案書の審査及び委託候補者の選定

次の各号の定めるところによります。

- （1）一次審査
技術提案書の審査は、上記第6条に定める評価基準に基づき審査し、上位3～5者程度をヒアリング対象者として選定します。審査結果については技術提案書の提出者全員に通知します。
- （2）二次審査
一次審査結果にヒアリングによる評価を加えた総合得点から、委託候補者1者を選定します。
審査結果についてはヒアリング対象者全員に通知します。
- （3）委託候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求めることになりますが、下記第12条の無効条項等に該当する場合（技術提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。
- （4）審査（ヒアリング含む。）は非公開で行いますが、技術提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果書（様式10）により公表します。

第11条 ヒアリング

ヒアリングは平成30年7月下旬頃に実施する予定です。詳細は一次審査の審査結果通知により通知します。

ヒアリングにおいては、様式7-1、2を補完する説明を受けます。新たな資料の配付は認めません。

なお、説明者は業務実施体制（様式5）に記載した、管理技術者として配置予定の者とし、その他、担当技術者として配置予定の者（業務実施体制（様式5）に記載した、担当技術者として配置予定の者）のうち2名までが出席できるものとし、

第12条 無効

次の各号のいずれか一つに該当する場合、技術提案書は無効とします。

- (1) 提出者が上記第3条に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の技術提案書を提出した場合。
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。（技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。）

なお、提出期限の日までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書が無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。）

- (4) 技術提案書の作成様式及び本要領に示された条件（評価項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 技術提案書の提出から契約までの間に、業務実施体制（様式5）に記載した管理技術者、担当技術者が本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。
- (7) 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。（本要領に示した質問を除く。）
- (8) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

第13条 問合せ先等

問合せ先は上記第7条に同じです。

第14条 技術提案書の取扱い

- (1) 提出された技術提案書は返却しません。
- (2) 技術提案書の作成や提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担となります。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をし、技術提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。

- (4) 提出された技術提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (5) 提出された技術提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとします。

第15条 その他

- (1) 契約後において、業務実施体制（様式 5）に記載した管理技術者又は担当技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできません。
- (2) 技術提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合があります。